

令和元年

建設文教委員会

12月13日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和元年12月13日

午前10時00分 開会

午前11時54分 閉会

1. 出席委員

委員長	清水 義昭	副委員長	近藤 千鶴
委員	いとう ひろし	委員	林 ゆきひろ
委員	近藤 ひろひで	委員	宮本 英彦
委員	近藤 郁子		
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事担当係長	花井 悟之
議事課主事	松林 淳		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	坪野 順司
教育長	伏屋 一幸	参事	小森 賢一
経済建設部長	宇佐見 恭裕	教育部長	小串 真美
経済建設部次長	若林 博志	土木課長	鈴木 英樹
都市計画課長	中野 忠之	下水道課長	近藤 潔
学校教育課長	高木 安司	生涯学習課長	深草 広治
土木課長補佐	星子 恭士	都市計画課長補佐	野村 勝浩
下水道課長補佐	外山 紀元	下水道課長補佐	長野 直之
学校教育課長補佐	北川 宜志	生涯学習課長補佐	神谷 卓哉

5. 傍聴議員

服部 龍一	堀内 ちほ	中村 めぐみ	ごとう 学
青木 亮	鵜飼 貞雄	一色 美智子	毛受 明宏
ふじえ 真理子	近藤 善人		

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○建設文教委員長（清水義昭議員） おはようございます。

定刻に御参集いただき、ありがとうございます。ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は7つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） 7つの議案と参考配付から委員会に差し戻させていただいた陳情もありますので、3件、よろしく願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（関係職員以外退席をなす）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第86号 豊明市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題と

いたします。

本案につきましては、既に本会議で近藤下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 下水道事業の設置等に関する条例で第3条の2項のところに排水区域は本市の区域のうち下水道法の第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域というふうになっていますが、この区域はどういった区域でしょうか。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 答弁願います。

近藤下水道課長。

○下水道課長(近藤 潔君) 市街化区域内全域と農村集落家庭排水施設の区域と、あと、勅使台の区域、3つの区域になります。

終わります。

○建設文教委員長(清水義昭議員) ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 農村集落の家庭排水と勅使台区域も入るということで、公共下水ができていない区域まで入っていることになるんですけども、なぜこれは入っているのでしょうか。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長(近藤 潔君) 企業会計としても来年の4月から行います。それに伴って農排につきましては令和3年度、あと、勅使台につきましては令和4年度という形でもう統合されるということが決まっておりますので、そういう意味で合わせてあります。

終わります。

○建設文教委員長(清水義昭議員) ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 農村集落家庭排水も入ってくるとなると、これまでの不明水に対する処理もあるかと思うんですが、不明水に対する処理も下水道事業で行っていくということなんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 今までどおり、ストックマネジメント計画というのを引き続きまして実施していきます。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この86号は下水道特別会計を廃止して公営企業へ移行するということが主とした目的で、その条例だと思えるんですけど、そもそも下水道特別会計を廃止して公営企業会計へ移行するという目的とその移行によって何がどう変わるかについて基本的なところをまずお伺いします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 企業会計へ移行するという背景でございますが、今後、公共インフラが一斉に更新時期を迎えまして、整備更新の費用の支出が増大になる半面、収入面では人口減少が予測される中、公営企業の経営が厳しくなるということでございます。それに伴いまして、総務省より公営企業会計の適用の推進が要請されまして、人口3万人以上の団体につきましては令和2年4月より企業会計へ移行が必要と総務省より通知をされております。

特に今回移行したことによってのメリットですが、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成することによって経営状況や資産の状況が可視化をされるということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 冒頭に言われた企業会計へ移行する目的の中に企業会計がこれから厳しくなるということを言われたんですけど、この下水道特別会計にすれば厳しくなるのが解消できるという意味ですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 財政面でいいますと、人口減少に伴い、また、皆様方が日々使う水の量が現在減っておりますので、使用量がどんどん少なくなってくるという状況にあります。企業会計にすることによって下水道の資産という部分もお金に反映してきま

すので、その辺をしっかりと計算しながら事業を進めていくというものになります。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 一般的に下水道事業を公営企業にすると独立採算制といいますか、その原則が適用されるということなんですけど、この下水道企業公営会計に移った場合の独立採算制といいますか、一般会計との関係はどうなるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 今までどおり、一般会計からの繰入金ですか、言葉は変わりますが、他会計補助金だったり出資金という形で名前が変わって繰り入れ自体は残る形になります。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 繰り入れ自体は何ら変わらないという意味なんですか。例えば、汚水処理とか雨水処理の費用は一般会計からの繰り入れというのはあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） その分もございます。雨水の処理の繰入金もございます。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 雨水処理は一般会計の繰入金で賄うという、そういう原則があるんですけど、その原則に従っているという理解でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） そのとおりでございます。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 この条例を読みますと一部適用、要するに財政上のところだけの適用なんですけど、全部適用としない理由は何かあるんでしょうか。一部適用とした理由についてお伺いします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 法の適用範囲としまして全部適用と一部適用というのがございます。その中にも当然適用と任意適用というのがございまして、当然適用というのは全部適用を受ける事業で、例えば事業名でいいますと水道事業とか鉄道事業になります。任意事業としましては下水道事業と簡易事業が挙げられますので、ここの部分で任意ということで一部適用をさせていただいております。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 一部適用とした理由が今の説明ではちょっとよくわからないんですけど、一部適用というのは要するに財政だけの適用ですよ。財政だけの適用にした理由というのが、それ以外、例えば全部適用にした場合はこうこうなるから財政だけの適用にしましたと、そういうところの理由があると思うんですけど、そこら辺をもう少し説明願います。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 全部適用ですと、財政面だったり、あと、出納室、会計の問題ですね。あと、人事の問題も全て企業会計内でやることになりますので、我々の今の予算規模だったりするとなかなかその辺は難しいので、財政部分だけにさせていただいております。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、農村集落家庭排水、勅使台区域も入ってくるということなんですけれども、そうなってくると都市計画税の適用というか、対応、これはしっかり分けて対応していただきたいなと思うんですけれども、このような対応はどのようになるのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 現在も都市計画事業で行っている下水道というのは市街化区域でございます。調整区域についてはそれ以外、都市計画事業以外ということになっていますので、都市計画税をいただいたお金につきましては市街化区域のみということで充てさせていただいておりますので、公営企業会計になってもそれは変わりございません。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 関連なんですけど、要するに一番最初の質問のところでも農排水事業も地域的には全部下水道の市街化区域と同じ扱いというか、範囲になるという区域を説明されたんですけど、都市計画税が実際はこの下水道事業にかなり投入されておるんですね、5億ぐらい。統合することになりますと、都市計画税、市街化区域の方々から徴収している都市計画税が市街化調整区域の農排水事業のところにもおのずと使われるというようなリスクといいますか、そういう可能性があると思うんですけど、今の答弁だときっちり区分けをするということなんですけど、そういうことは実際区分けできるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 予算としては一緒になってしまうんですが、先ほど私がお話ししたとおり、今までどおり都市計画区域の中に充てておるような形と同じ形ですみ分けていきたいと思います。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 何が言いたいかといいますと、一緒にするのはいいんですけど、都市計画税というのは市街化区域の人たちから徴収しておるお金なんですよ。それが市街化区域の人に還元されればいいんですけど、下水道事業が一体になると、農排水事業と下水が一体になるとその都市計画税が旧農排水区域の人たちのところへも使うと、それはそれでいいんですけど、いいというか、ただ、心配なのは、市街化区域の人たちから見ると自分たちのお金が市街化調整区域の方のところへ行って、市街化区域の方々と市街化調整区域の方々に不公平感が出るんじゃないかというところが一番心配なんですよね。そこら辺についてはどういうふうに担保されるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） なかなか難しい問題ですが、今までどおり公共下水道に当たっている繰入金、都市計画税が当たっているんですけど、ほぼほぼが今まで建設をしました事業の部分の起債償還だったり、そういうのに当たっておりますので、今後も同じような分け方でやっていきたいと思います。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認なんですけれども、第8条のところでは業務の状況、経理の状況、公表というところなんですけれども、これはホームページで公表するということよろしかったですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） ホームページと広報のほうにも半期に一度、年でいいますと2回ということ載せさせていただきます。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 公営企業会計になると、貸借対照表とか、そういうのを作成しなければならないということなんですけど、固定資産税の調査とか、固定資産税台帳というのはもう既に作成済みなんですか。これからでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 30年度までの分については作成しておりますので、現在やっているものについては今後計算して入れていくということになります。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 この第5条にある、議会の同意を必要とする賠償責任の免除という項があるんですけど、そこに10万円という金額があって、これ以上については議会の同意を必要とするということだろうと思うんですけど、10万円の根拠というのは何かあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 私どもに先駆けまして、近隣市町が皆さんこの条例を設置しております。その辺を見させていただきまして、10万円というのがほとんどの市がそうでしたので、それに合わせさせていただいております。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 同じく第8条に業務状況説明書類の作成というのがあるんですけど、これは公営企業会計に伴って作成しなければならない、要するに経営の方針とか、そういうことをきっちり明らかにしなきゃいけないと。決算の状況もそうなんですけど、この業務状況の説明書というか、その書類というのは、これは議会との関係はどうなるんでしょうか。議会への報告とか、そういうのはあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） その辺は今までどおりと変わりなく、決算のときには当然決算として貸借対照表、その辺のことは上がってきますので、今までとそれほど変わりないということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、決算のときに下水道関係の業務状況説明書類が一括提出されるという理解でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） そのとおりでございます。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第86号 豊明市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

ですが、今後、農村集落家庭排水も含めていくということだと、やはり不明水であったり、雨水、汚水に関するそういう処理を公共下水であった市街化区域の方にも負担が行くのではないかというふうな心配がありますので、このあたりの対策をしっかりとつないでいくというようにしていただきたいと思います。

また、都市計画税についても市街化区域の公共下水に適切に充てられるように、そういった先ほどお話がありましたけれども、しっかりそういったところに充てられるようにしていただきたいというふうをお願いしまして、賛成の討論とします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成討論とします。

公営企業会計の目的というのは経営の明確化と適正な財産管理だと思うんですね。したがって、この公営企業、下水道事業をそのような公営企業会計にするということはそれなりに大きな意味があるとは思いますが、それらの状況を明らかにするのが先ほどの業務状況の関係書類でございますので、このところは決算のときにきっちり出していただきたいということですので、そういうことの書類をお願いしたい。

もう一つの問題点は、先ほど林委員も触れられたように、市街化調整区域の農排水処理の事業と市街化区域の下水道事業を一体化するということですので、今まで市街化区域から徴収している都市計画税が下水道事業に投入されているというのはいいんですけど、一体化によってこれが市街化調整区域の農排水区域の事業へも流れるという。ここら辺が農排水事業の地域の方々からも都市計画税を徴収することが可能であるなら問題ないんですけど、市街化区域だけの地域からの都市計画税に対して公平に処理ができると、そういうことを期待して、そのところを注意いただくということを一言申し添えて賛成討論とします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 議案第86号、賛成の討論をいたします。

議論の中で市街化区域に課税されている都市計画税が調整区域に使われるという議論もありましたけれど、豊明市全体が市街化区域が豊明市Aで調整区域が豊明市Bというわけではありません。1つのまちでありますから、そもそも地方公営企業法というのは地方自治の発展に資することを目的とする法律ということなので、グローバルな考えで、イコール豊明市の発展に資することという捉え方をして、今後いろいろ検討事項はあると思いますが、こういった特別会計から企業法に移行することについては異存ありませんので、賛成といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 賛成の立場で討論いたします。

企業会計になることでいろんなことが会計に関して可視化されるということはいいことだというふうに思いますので、まず第一にそれが賛成の理由です。それと、今、近藤ひろひで委員からも都市計画税についてありましたけれども、都市計画税が全て下水道に使わ

れているのであれば、そういう意見があってもしかりというふうに思いますけれども、議会の中ですらそういう意見が出てくることに関して市民に対しても理解いただけるように、都市計画税に対して理解いただけるような財政報告をしていただけることをお願いして、賛成といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第86号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 豊明市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 議案第91号 豊明市道路占用料条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、道路占用料の額を変更するために必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、占用料の額を平成31年4月1日に改正されました愛知県道路占用料条例の別表に定める占用料の額と同額に改めるものでございます。ただし、年額の定めがないものについては月額に12を乗じて得た額、年額及び月額の定めがないものについては日額に365を乗じて得た額とするものでございます。

附則としまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 道路占用料条例で今回、県の道路占用料の条例の金額に合わせるといことなんですけれども、県の金額に合わせておく理由は何でしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

鈴木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 今回、県のほうの占用条例に合わせますと、今後、占用料の改正が必要な場合に県が改正したものを自動的に市のほうの条例に反映することができますので、今後、市の条例を改正する必要がなくなるということで事務の簡素化につながるということです。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認で、一般の市民の方の申請、支払いはないということによろしかったでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

鈴木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 前回、議会の議案質問の中でふじえ議員のほうから御質問いただきましたが、公共用物使用料のほうでは個人使用はありましたが、道路占用に関してはありません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 確認で、ちょっと教えてください。多分これは固形物というのか、物体に対するものが主な表になっていると思うんですけど、工事のときに歩道とか道路を占用を出して借りることがあるんですけど、これはここの計算式の中で何日間ということできっと計算ができるようになっていきますか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

鈴木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 個人申請の場合は減免規定がありまして、ほとんど支払いはないんですが、一応計算式で面積があればすぐ出るようにはなっておりますが、豊明市の場合は年額で徴収しておりますので、4月1日現在の占用許可を得ているものに対して1年分いただくこととなりますので、1年未満のものに関しては徴収はしておりません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 例えば、工事で3カ月間、一部歩道を占用させてほしいといったような具体例でいくとどうなりますか。1年間の占用料が要るのかということです。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

鈴木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 豊明市の場合は1年未満のものについては徴収をしております。減免しています。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第91号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第92号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で近藤下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 現状でこの区域外流入で分担金を支払っているところでおよそ年間でどの程度の件数があるのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） おおむね10件程度になります。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、今まで全て17万6,200円というところを表で定めた金額で徴収

することになるんですけども、そうなるとどれぐらいの収入増というのがあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 例えば10件だといたしますと、今回13ミリとか20ミリで金額が変わってまいります。今までは一律で17万6,200円だったので、10件あれば176万2,000円となるんですが、今度は水道のメーターにかかってまいりますので、そうすると、10件で、昨年の30年の実績でいきますと実際には20ミリの方がかなり多いものですから、実際に30年度の件数で置きかえますと約250万円程度ふえることとなります。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あとは施行期日のところなんですけれども、第1条で沓掛地区の公共下水道への供用開始の告知の日から施行となっていますけど、先ほどの条例の農排のところを考えると令和2年になるんですかね。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 実際に供用開始というのは、今、農排の沓掛浄化センターで処理をしております汚水が公共へ流れる日になりますので、年度ということではないものですから、その辺は近くなりましたら工事の状況を見計らって告示をさせていただきます。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ということは、日はまだ未定ということで、この期日が例えば来年度からとかではなくて、接続してからこういうふうにするというふうになっているのは何でなんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） ちょうど期日の境目になりますので、例えばですけど、令和3年4月1日に切りかわったとします。実際に区域外流入条例自体がずっと動いていますので、前のやつがですね。以前のやつも。申請の人が例えば4月1日の前の3月1日に

したとします。実際に接続の工事が完了するまでには約2カ月かかりますので、そういった場合は3月1日に申請した人は供用開始の日をまたいでも従前のもので扱っていくということになります。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第92号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第93号 令和元年度豊明市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 議案第93号 令和元年度豊明市一般会計補正予算書（第6号）について御説明いたします。

それでは、土木課所管分の歳出予算を御説明いたしますので、補正予算書の23、24ページをお願いいたします。

中段、8款 土木費、土木管理費の2目 維持管理総務費について、右の説明欄で御説明いたします。電算関係委託料は道路占用料の改定に伴いましてシステムの改修を行う必要がありますので、委託料としまして51万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上で終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 続きまして、都市計画課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の23ページ、24ページをお願いいたします。

下段、8款4項3目 街路事業費、説明欄、調査測量設計等委託料300万3,000円の増額は、桜ヶ丘沓掛線道路築造工事の完了後に行った事後調査により近隣の家屋等に変状が確

認められましたので、その変状に対する補償費を算定するための業務委託料です。補償費の支払いを速やかに行うため300万3,000円の増額をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 続きまして、下水道課所管分について御説明いたします。

25、26ページをお開きください。

8款4項5目 都市下水道費657万2,000円の増額は下水道事業特別会計への繰出金で、当該特別会計の歳入歳出見込み額変更に伴う増額でございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、学校教育課所管分について歳出から説明しますので、補正予算書の25ページ、26ページをお願いします。

最下段、10款1項2目 事務局費は379万4,000円の増額です。これは8月異動に伴う職員増と10月異動に伴う職員構成が変わったことによるものです。

次ページをお開きください。

上段、10款1項3目 教育振興費は261万円の財源振替です。後ほど歳入で説明します寄附金を教育振興費に充てますので、一般財源を減額します。

その下、10款2項1目 学校管理費は5,679万8,000円の増額です。これは説明欄にありますとおり、音楽室等エアコン設置工事を主とした各小学校営繕工事費とそのエアコン購入費です。また、キュービクル取りかえ工事を行った際に発生したPCBの処理費も計上させていただきました。

さらにその下、2目 教育振興費は4,547万2,000円の増額です。消耗品費につきましては、4月から実施されます小学校新学習指導要領に基づく教科書の指導書等の導入に係る費用です。また、要保護・準要保護就学援助費及び特別支援教育就学奨励費については、2、3学期支払い予定額不足分について補正するものです。

次に、29ページ、30ページをお願いいたします。

上段、10款3項1目 学校管理費は2,098万4,000円の増額です。これは、小学校同様、音楽室等にエアコンを設置する工事費及びエアコンの購入費用です。

その下、2目 教育振興費94万3,000円は、要保護・準要保護就学援助費の2、3学期支払い予定額不足分について補正するものです。

それでは、歳入について説明しますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

14款2項7目 教育費国庫補助金20万6,000円は、歳出でも説明しました特別支援教育就

学奨励費の増額に対する2分の1国庫負担分です。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

2段目、17款1項1目 一般寄附金は261万円の増額です。これは市内企業様よりいただくもので、当初予算に計上されています定住外国人日本語教育推進プレクラス・プレスクール事業に充てられます。歳出でも説明しました財源振替の財源となります。

最下段、21款1項5目 教育債については5,390万円を増額します。これはエアコン設置に係る費用に学校施設改修事業債を充てるものです。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。

5ページ上段、第2表、繰越明許費をごらんください。10款2項 小学校施設維持管理事業5,097万2,000円及びその下、中学校施設維持管理事業2,098万4,000円は、小中学校音楽室等にエアコンを設置する費用で、年度を繰り越して設置工事を行うものです。

6ページ、第4表、地方債補正をごらんください。これは限度額を5,390万円増額するので、歳入でも説明しました学校施設改修事業債が組み込まれたため増額するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 深草生涯学習課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 続きまして、生涯学習課所管の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算書5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費です。最下段、10款 教育費、4項 社会教育費、青少年対策事業324万9,000円は、三崎小学校の放課後子ども教室にエアコンを整備する費用でございます。三崎小学校につきましても、現在、既に放課後子ども教室を行っているところでございますが、令和2年4月より現在の場所を児童クラブが使用することとなりました。それに伴い、放課後子ども教室を別の教室で行うこととなり、新しい教室にエアコンを整備するための費用でございます。また、本事業につきましても、先ほど学校教育課所管事業の説明でもございました小中学校の音楽室等のエアコンを整備する工事とあわせて発注する予定をしておりますので、本事業につきましても繰越明許費とさせていただきますのでございます。

続きまして、補正予算書29ページ、30ページをお開きください。

中段、10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費26万9,000円の増額は、産休代替職員に係る報酬でございます。

続きまして、その下段、4目 文化財保護費237万6,000円の増額は、大狭間湿地に設置してございます観察橋劣化に伴う整備工事費でございます。

続きまして、その下段、8目 青少年対策費324万9,000円の増額は、先ほどの繰越明許

費で説明をさせていただきました三崎小学校放課後子ども教室にエアコンを整備する費用でございます。

続きまして、31ページ、32ページをお開きください。

最上段、10款4項9目 陶芸の館費17万7,000円の増額は、陶芸の館での受付業務を行っていただいておりますシルバー人材センターへの委託料につきまして、開館見込み数に対する不足額を補正するものでございます。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ページ数、23ページ、24ページの8款 土木費の4項 都市計画費、調査測量設計等委託料について質問します。

先ほど、桜ヶ丘沓掛線の事後調査ということなんですけれども、まず、対象となっている件数を教えてください。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 対象となっていますのは13件です。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 事前、事後で調査をしていると思うんですけれども、その対象の範囲はどのようになっているのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 対象の範囲は工事の区域に沿って民地側に40メートル入った地域を対象としております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 6ページをごらんください。第4表の地方債の補正で補正前と補正後は先ほど説明があったように5,390万円の増となっております。この増は14ページの12

款1項5目の学校施設改修事業と説明を以前受けました。そのときエアコンに使うということでしたけど、充当率のほうが75%とお聞きしております。そして、28ページをごらんください。10款2項1目の小学校施設維持管理事業であります。5,407万5,000円に対して75%の充当率だと3,820万、これは75%と合っていないと思うんですね。続きまして、30ページの中学校施設維持管理事業は2,098万4,000円に対して1,570万ということで、こちらは75%になっているようなんですけども、この中学校のほうが合っていないのはどうしてでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 小学校だね、合っていないのは。

○いとうひろし委員 小学校のほうが。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 小学校の営繕工事費にはエアコンが主な工事内容でございますが、その中にほかに中央小学校の管理棟の外壁改修工事と中央小学校の遊具の改修工事が含まれておりますので、数字が合わない形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 若干関連するんですけど、単純な質問で申しわけないんですけど、充当率75%というのはかかった費用に対しての75%という計算でよろしいのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 予算ベースで、そのとおりでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 75というのはどういう根拠から出てきているんでしょう。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 地方債を組むときにそういった形で充当できるということになっておりますので、財政上の問題です。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 もちろん財政上の問題なんですけど、75がアッパー、上限という意味で、例えばそれは市の財政状況によって60でもいいとか、30でもいいとか、そういうような解釈なんですか。基本的なところで申しわけない。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 上限と私どもは聞いていつもやっております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、23ページ、24ページの桜ヶ丘沓掛線の事後調査に関してなんですけれども、この調査費用が事前調査は工事業者が行ったようなんですけれども、事後調査はなぜ市が全部負担しようとしているのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 事前調査は施工業者の工事の請負費の中から調査をしていただいております。事後調査は工事の完了後に行ったため、工事の期間内ではなくて、事後行いましたので、別途市のほうで委託費用を用意して違う業者に調査をしていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 補償費を算定するという調査なんですけれども、この算定された補償費は全額市が負担するという前提なのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 全額市が負担する計画であります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 市が全額負担ということなんですけれども、工事を行ったことによるものであれば、そういった工事業者の責任もあるような気がするんですけれども、そのようなものはないのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 豊明市公共工事請負契約約款の中の29条の2項で、工事の施工に伴い、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは発注者がその損害を負担しなければならないとあり

ますので、その条項に従って豊明市で負担するという事です。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 関連で確認を含めて質問します。

まず、工事が完了して豊明市が受け渡しをした後の補償ということで、調査をするのは豊明市ということで私は理解しております。それと、主に掘削をしてつくったところがありますので、当然、埋め戻しをしたところは、いわゆる経年でだんだんだんだん土が締まっていくというところで、当然、土が下がっていくというところでそういうことが発生するだろうと想定できますけれど、工事の前からはその補償額が算定できるわけではありませんので、ここに今至っているということだと理解しております。

それと、あと、これが5年、10年後にもやっぱり同じようなことが起きる可能性はありますので、これはまたそういう調査が必要になれば同じような調査をして補償していくという理解でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回の補償は工事に伴った振動、騒音ということになりますので、今後、地盤が沈下したために起こった損害というものになりますと、そのときの判断になると思います。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 その時々で判断するという事なんですけど、それは非常に難しい判断がされるんだろうと思うんですけど、基本的にはその工事をされた地域から40メートル入った地域が対象ということなんですけど、そういう地域が対象という、確認ですけど、そういう意味合いで結構ですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） そのとおりです。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 それと、改良工事によって住民に損害を与えた補償費の算定ということなんですけど、ということは、これから設計委託の調査によって実際に工事に入るということは、これは市が工事するんですか。それか、損害を受けた住民が工事をして市に請求

するとか、そこら辺はどういう手続になるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回、損害を与えた住宅を補修する費用を算定いたしまして、その費用を建物の所有者に支払うという形になります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 補修した費用を現金で支払うという意味合いですね。ということは、実際はこの300万でそのときの補償費というのはこれよりも大きく膨らむという意味合いでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 補償は工事をされたという話じゃなくて、工事をした場合にかかる費用を補償するよと。算定業務をした後にまた補償を支払っていくという形になります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 確認で、私もその業界におりますので、保険と一緒に、通常、損害が幾らだという算定が決まれば、その金額をお支払いしますと。直す、直さないはその被害をこうむったところのお宅の自由であるという解釈でいいですよ。直さないで補償金を与えないということであれば、すごい脅迫的なことになりますので、損害額を算定して、それに見合う補償額をお支払いするという考え方でいいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） そのとおりでございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 そういうことでその補償の意味がよくわかりましたけれど、じゃ、具体的に13件の補償という回答があったんですけど、これは本会議質疑でも若干説明があったんですけど、具体的にどのような事例が生じているんでしょうか。具体的にお願いします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 土間コンクリートの亀裂の拡大、土間タイル目地切れの幅の拡大、基礎モルタルの亀裂の拡大、洋室タイルの亀裂の拡大、内装壁クロスの亀裂の拡大、土どめコンクリートブロックのすき間の拡大、外壁吹きつけコンクリートの亀裂の拡大、外壁サイディングのすき間の拡大になります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、工事請負約款ということで、それを見ますと、第1項では工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは契約者がその損害の賠償をしなければならないというふうにあります。確かに第2項のほうで通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等の理由であった場合は発注者、市が賠償を負うというふうになっているんですけども、今回のこの亀裂の拡大ということの原因が通常避けることができない振動や地盤沈下だということで、そういった調査をしたのか、誰がどのように判断したのかということをお聞かせください。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 工事は設計図書に基づき施工されておりますので、また、現場は現場代理人が常駐し、管理を行っていたということを市の監督員が確認しております。そのため、工事の責任ということではなく、こちらの29条の2項の規定を適用いたしております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうやって確認を、管理をしていたということなんですけれども、こういった振動だったりとか、地盤沈下ということを防ぐために市や工事業者は何か努力を行ったこととか、そういうものはあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 施工業者といたしましても、例えば重機の選定で低騒音型というものであったり、低振動型というものを利用しておることが挙げられます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 関連ですけど、補償費の調査するのに委託費として300万3,000円ということは、これから補償額が出るわけですけど、おおよそ補償額の想定金額というのは持っているんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 補償費のほうは今回算定をしないと幾らかというのが想定できませんので、算定の結果を見てまた予算のほうをお願いするような形になると考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、これからまた実際にこれだけの補償費が要りますというのが補正予算で出るという、そういう理解でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） そのとおりです。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 6ページをごらんください。第2表の10款2項、3項、4項の小学校費、中学校費、社会……。

（5ページの声あり）

○いとうひろし委員 5ページ。社会教育費がそれぞれ計上されておりますが、これが繰越明許費になっているということは、3月までに工事が終わる見込みがないということで繰越明許費にしたと思えますけど、事故繰越ではだめだったんでしょうか。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 事故繰越というのは、まず明許繰り越しをして、それができない場合に事故繰越になっていきますので、明許繰り越しという形で今回計上させていただきました。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 28ページの小学校のエアコン関係、30ページの中学校のエアコン関係なんですけど、最終的に今回の設置は音楽室だけでしたかね。音楽室と配膳室という説明だったんですけど、その2種類というか、部屋でいいのかなどか。

それと、もう一つ、配膳室はそれぞれの学校によって給食を置く場所がそれぞれ各階によって独立しておる部屋があるんですけど、そういうところもエアコンがつくんでしょうか。ちょっと細かい設置の内容ですけど。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員、小中それぞれですね。小学校、中学校。

○宮本英彦委員 はい、小学校、中学校で。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） まず、音楽室と配膳室は間違いございません。今、委員が言われるように、学校によっては大きさ等、箇所数も2カ所というところもございますので、それも鑑みたくて設置をしております。基本的には1階の配膳室を考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 小学校、トータルでいいんですけど、音楽室と配膳室以外であと残る未設置の教室というのはどういう類いがあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 理科室ですとか、技術室とか、図工室というのがございますが、今のところ利用率が50%を見て設置しておりますので、今後その辺はどうしていくかというのは検討の課題かと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 28ページ、そして、中学校だと30ページになるんですけども、要保護・準要保護就学援助費、特別支援教育就学奨励費、これが2学期、3学期不足分というふうに両方とも説明があったんですけども、その内容を、どういう理由で、例えば人数がふえたとか、そういったことを教えていただきたい。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 小学校と中学校を比べていただくとかなり金額が違うと思います。小学校につきましては、昨年もそうでしたんですが、かなり子どもの動きが大きくて、昨年の場合ですと30名ほど動いて400万ぐらい流用させていただきました。そういうことがございましたので、小学校につきましては、ことしは1月プラスアルファぐらいでまず当初予算を上げさせていただきました、その後、こういった形で人数がある程度固まってきたら補正させていただこうということで今回金額が大きくなっております。中学校につきましては、昨年もそうだったんですけど、決算でも流用がなかったもんですから、予算どおりということで、今回も余り動きがなかったもんですから、中学校については要保護・準要保護についてはありません。そういった形で多少金額ずれますが、そういった形で今回不足分について計上させていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時9分再開

○建設文教委員長（清水義昭議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手願います。

いとう委員。

○いとうひろし委員 27ページ、28ページをごらんください。10款2項1目の学校管理費の説明欄でPCB等委託料272万3,000円は国の補助金とか県の補助金等は使われないんでしょうか。また、そのPCBはどこで利用されていたもので、どんなものなのかが幾つあるのかを教えてください。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 国の補助金につきましては照明器具の取りかえ工事についてはございますが、キュービクルについてはないというふうに聞いておりますので、今回補助の対象としておりません。

対象となった学校でございますが、まず、トランスのほうが大宮小学校、豊明小学校、館小学校、栄小学校でございます。次に、コンデンサーでございますが、大宮小学校、栄小学校、中央小学校、館小学校が対象でございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 23ページ、24ページの桜ヶ丘沓掛線の事後調査についてなんですけれども、先ほどのお話で市も管理監督をして問題がなかったということだったんですけれども、どのようにして市が管理監督をしていて問題がないというふうに確認されたんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 各現場には市の技術職が監督員、副監督員として工事の管理を行っておりますので、その中で現場立ち会い等をしながら問題がなかったということを確認しております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 市の職員の方が管理監督員として現場にということなんですけれども、どの程度そういった現場で立ち会っていたんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） その工程の施工をやられている場合、場合によって違うんですが、毎日から週3回というようなぐらいの頻度では立ち会いのほうを行っております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 今回の調査委託について細かく説明させていただくと、通常、大きな工事をやるとしますと事業損失防止費というところで本体工事の中の間接費の中に事業損失防止費というのを入れるんです。事業をするために損失を与えちゃあかんから、それを防止するための費用と、事業損失防止費。それで事前に調査するんですけれども、その対象というのは、掘削面の底面から約30度から45度というのは土木的な話の中で緩むだろうと。だから、深ければ深いほど大きい、範囲が広がりますよね。その範囲は必ず事前に調査しなさいよと。それは市の予算で当然やっています。今までのとおりですよ。工事については当然、こんな大きな掘削はできないので、矢板とかなんかを打ちますね。矢板を打つときに振動が出ないように圧入工法、ずっと押していく工法とか、ドリルでやったやつをやっていくんです。それで、結局、大きな振動だとか、騒音だとかを出さないようにする。先ほど言っておったのは重機、掘削する機械も同じこと、それから、埋め戻

しするときにもそういうような機械を使うということで、それなりに防止をしているわけです。

先ほどの質問の中で監督員はどういうふうにかかわってくるかという、監督員は必ず矢板を打つだとか何かのときは必ず現地へ行っています。現地へ行っていて、影響のあるところに当然施工業者の人間もおって、どうですか、どうですかと回ることもあります。今後、やっぱり大きな工事をやるとすると必ずこれは出てくるんですね。最終的に工事が終わりました、工事中には何もありませんでした、業者に対しての瑕疵もありませんでしたということになっていくと、ある時期になって、じゃ、事後はどうですかということ进行调查します。その調査の中にいろいろお話を聞くと、先ほど言ったように、タイルだとかなんかにひびだとか、土間にひびだとかという話があるので、じゃ、それを補償しますので、その補償の金額を出すのに300万3,000円かかりますよというふうなことなんです。今後、これだけ大きな工事はないかもしれませんが、下水道工事なんかはどうしても狭いところで掘らなきゃいけないので、深く掘るとどうしても緩みの角度があるので矢板をします。矢板をするんだけれども、埋めてすぐ取ってしまうと、当然道路で圧密沈下があって、かかるもんだから、矢板はそれを埋め殺しをするんですよ。矢板の埋め殺しをしておいて事業の影響を起こさないような形で工事をしていきますというのが常套手段なんです。だから、今後、事後調査というのは必ずあるということは、皆さん、議員さんにも理解していただきたいし、職員もそれなりに大きな工事をやれば、毎日でも、朝早くでも行って立ち会うのが当然だというふうに僕は思っていますので、今回については工事のほうも検査もしっかりできておりますので、事後の皆さんに迷惑がかからない形で補償するということです。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 そういうことで補償するということはそれでわかりましたけれど、40メートル以内の住んでみえる住民の方から見ると、その方々には自己申告で13件というのが出てきたのか、あるいは、そこら辺、地域の人たちに対する周知はどうなっていたんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） まず、施工に入る前に事前調査をしております。事前調査の対象としたのが38件対象としておりました。そのうち3件が調査を断られたもので、実際調査したのは35件を事前調査で行っております。その後、施工が終わりましたので、

事後調査ということでそちらの38件のお宅にお話をしに行きまして、辞退が22件、うち1件は調査の途中での辞退ということで、事後調査を実施したのが13件となっております。結果、その13件に変状が見られたもので、今回、補償の算定をして補償の支払いの準備をしていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 対象が民地40メートル以内というところで38件ということだったんですけど、その対象区域以外の周辺のところでそういった今回の工事が原因でひびが拡大したりとか、そういう声が出てきた場合の補償費というのは市は負担しないというような考えなんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回払う補償費というのは事前調査を行って、事前調査と事後調査の比較をしたところに変状が見られたということでお支払いをします。ですので、今回、事前調査を行っていない住宅についてはお支払いすることができません。因果関係がわからないためお支払いすることができませんので、因果関係を、工事のせいひびが入ったというふうに言われる場合はその方に証明していただく必要が発生してしまうもので、補償費を支払うということができなくなっております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、40メートル区域の全ての方が38件という意味ではないんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 40メートル範囲の全ての方が38件ということなんですけど、ただ、辞退された方がいらっしゃるということです。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 30ページをごらんください。10款 教育費、4項の15節の文化財保護事業237万6,000円についてお尋ねします。大狭間湿地観察整備工事費と書いてあります

けど、大狭間湿地をこの間見に行ったんですけれども、どこをどういうふうに工事するんでしょうか、お尋ねします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 大狭間でよろしいですね。

○いとうひろし委員 はい。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回は大狭間湿地の中に木道という形で観察橋が整備されておりますが、そちらの全体を老朽化が進んでいるということで取りかえをさせていただく工事でございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 32ページの陶芸の館の管理委託料の17万7,000円の増ですけど、これは開館日を増加するためにシルバーへの委託費が上がるためということなんですけど、開館日をふやす理由というのは何かあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） こちらについては利用者のほうからの申請があって開館するような施設になっております。今現在の時点で利用者の推移を見た中で、例年どおり、ほぼ160人ほど開館のほうの希望があるというような形でこちらについてはこの時点で補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 27ページ、28ページの小学校、中学校のエアコンについてなんですけれども、これは1校当たりのエアコンの設置費用を計算すると400万か500万ぐらいで高いような感じがするんですけれども、設置をするということだけでそれぐらいの費用がかかるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 小中学校で普通教室については設置を先にやっておりますが、特別教室は階が違いますので、改めてエアコンのために配線を持っていくものです。

から、それぞれが割高になっていると考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 エアコンの機器代は、小学校、中学校、1台当たりどれぐらいなんでしょう。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） まず、音楽室に設置するほうは200ボルト系を考えておりまして、税込みで約25万円と考えております。配膳室につきましては、100ボルトが使えると100ボルトのほうで行きたいと思っておりますので、ただ、小学校のほうの見積額が安く入りましたので、今のところ小学校は約14万円、中学校のほうは約20万円というふうに見積もりではしております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 また23ページ、24ページの桜ヶ丘沓掛線に関してなんですけれども、振動防止法によると工事の際に隣との境界点で75デシベル以下という基準になっているようなんですけれども、そういった境界点での常時の測定というのは、振動の測定は市への報告はされているんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 騒音、振動の調査ということで、H鋼ぐいの打ち込みの施工時と地山補強土工施工時とH鋼ぐいの引き抜きの施工時に調査のほうを行っております。騒音、振動のレベルとしては基準値以内でした。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 第93号、令和元年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について反

対の立場で討論いたします。

やはりこの調査測量設計等委託料の桜ヶ丘沓掛線事後調査関連についてですけれども、最初からこの調査全額を市が負うということが前提ですし、さらにその補償費についても市が全額支払うということを前提とした調査であるということなので、賛成することはいきませんので反対といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 令和元年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場で討論いたします。

建設委員会の今回の補正予算は、下水道特別会計の廃止と桜ヶ丘線の賠償のこと、そして、エアコンの設置が主なものとなりました。本来、豊明市では小学校のトイレの洋式化を優先して、洋式化が終わったらエアコンを設置するという話を聞いておりました。昨年の夏の豊田の痛ましい事故の直後に、豊明市では事故があった豊田市より早く市長の英断にて市の予算で普通タイプのエアコンを設置するという新聞発表がありました。

もともと普通タイプのエアコンでは補助金がつかなかったと聞きましたが、保守系の議員さんたちが市長とともに普通タイプのエアコンでも補助金がつくようにと国の文科省へ陳情にお伺いさせていただいたことも補助金がつくようになった大きな要因です。

ここ近年の暑さというのは、地球温暖化の進展でまさに異常な暑さが続いております。私も児童の見守りをしておりますが、夏の朝8時でも汗かきの私はもとより、真っ赤な顔をして登校していく児童もおり、心配になります。教室内は扇風機を回してはいますが、気温が35度以上になり、とても授業が受けられる環境ではないと聞いていました。今後、暑さに強い子ども、弱い子どもなど、個人差があります。低体温症などの児童・生徒もいますので、エアコンをつけるときはそのあたりの配慮も気にしていただきたい。また、冬の時期になり、だんだんと寒さが増す中、ガスなどより安全なエアコンでの暖房も検討していただくことを要望して賛成討論といたします。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 補正予算について賛成の立場で討論します。

基本的に今回の中身は小中学校の音楽室とか配膳室のエアコン関係が予算に入っていて、特に音楽室も課題でありましたので、そういうところがきちっと配置できるということで評価をしたいと思います。

ただ、その中で、先ほど、しつこく桜ヶ丘脊掛線についての質疑をさせていただきましたけれど、地域の住民の方々から見ると、その工事によって生じた損害はやはり補償すべきものだというふうに思います。したがって、その補償すべき主体が業者なのか、市なのかというところを問題とすればいろいろあるかとは思いますが、基本的に住民側から見れば何らかの形で補償をしていただきたいというか、すべきものだというふうに理解します。

そういうことで、今回の調査委託料がその金額を調査するための委託でございますので、その内容については市民の立場からいけば理解できるものとは思いますが、ただ、今後の補償が今回の対象に入らなくて、後から二、三年後にここがおかしくなったとか、そういう状況も可能性が全くないとは言えませんので、そこら辺について若干懸念するところではございますけれど、全体としては評価をして賛成討論とします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 賛成の討論をします。

桜ヶ丘線の補償については、私どもが地域の住民の方にお願ひして開通させていただいたという立場を踏まえて、これからも今後も瑕疵でそこに遡求をする義務が発生したら、またその都度対応していただくということだと思います。

あと、細かなところで大狭間の木道の補修について、何回目の補修なのか知りませんが、当然、湿地帯の木道なので傷むのはわかっていますので、素材等が何なのかわからないんですけど、今、木の板でも樹脂の注入材とか、腐りにくいものがあります。勅使のデッキとかに使っていますよね。そういったものをよく考えて、これで足りるのか、足りないのか。足りないのなら足りないでまた新たに素材を見直しするとか、そういうことも含めて直していただきたいというふうに思います。

以上の理由で賛成です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、討論中ではございまして、済みませんが、先ほど、エアコンの細かい明細について数字を出させていただいたんですけど、設計書の明細になってしまいますので、数字は間違っていないんですけど、数字だけは議事録のほうから訂正していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 後日、適切な処置を施します。

討論はほかにありますか。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第93号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 賛成多数であります。よって、議案第93号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第95号 令和元年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で近藤下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 7ページの下水道建設人件費、不足が生じたということですが、不足が生じた理由についてお伺いします。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 答弁願います。

近藤下水道課長。

○下水道課長(近藤 潔君) 当初予算では建設の関係は1名分でしたが、実際に人事異動を4月にされまして、今年度より工事のほうが増大になるということで1名ふえたということが原因です。

以上です。

○建設文教委員長(清水義昭議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第95号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第96号 令和元年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議で近藤下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第96号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第99号 豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議で近藤下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第99号の公共下水道事業受益者分担に関する条例制定なんですけれども、こちらの第3条に排水区域の土地の状況等に応じて2区以上の分担区に区分することができるかとあります。この2区というのが恐らく沓掛地区と勅使台団地の地区かと

思うんですが、2区以上となっているのは今後ふえていくというような考えがあるということでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 今後、市の南部にあります調整区域に関しても現在では拡張していくという考えがございますので、こういう表現をさせていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ふえていくところは南部のところぐらい、何か特定されて考えているところはありますか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 地域名を言うのはちょっとまだ時期尚早なものですから、一応、南部の調整区域という言い方をさせていただいております。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この条例で一番きちっとしなきゃいけないのは、勅使台団地地区の負担金の8,321万8,000円、これの算定根拠が本会議質疑の中でもありましたけれど、非常に、正直言って大ざっぱでありましたので、この8,321万8,000円の具体的な数字の根拠についてお願いします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 今回は農村集落家庭排水の勅使台の直近のところから約960メートルぐらい管渠を延ばすことになっております。それにかかる工事費の一部を勅使台団地の方に負担をしていただくということになります。今回の算出の根拠といたしましては、建設工事費とそれに係る設計費、また、それに係る我々の人件費等を足したものから国庫補助金の相当額を引きまして、後はそれを3分の1で割った金額というのがこの8,321万8,000円という形になります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 金額を教えてください。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 金額につきましては、特に工事費なんかはまだこれから発注するものですから、ちょっとその辺は控えさせていただきたいと思います。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 これから発注するのに何で金額が出ておるんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 現在、農排事業の統合をしておるんですが、全体に農排と勅使台を統合するのに約4キロの管渠を延ばします。その詳細設計ということで既に全体の設計金額が出ておりまして、今回この勅使台を算出する金額については、その全体金額からメーター数で案分しまして金額を確認して、それに先ほど言った委託費、間接費を足して国庫補助金を引いた分の3分の1という形が今回の8,321万8,000円という形になります。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの計算で積算根拠、最後に3分の1にしているんですけども、その3分の1の根拠は何でしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） これは国土交通省のほうの財政研究会というのがございまして、そこの提言があります。住民の方々には3分の1程度の負担をしていただくのが望ましいという形になっておりますので、それを採用させていただいております。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その明細がよくわからないんですけど、建設工事費、設計費等は先ほどの接続するのに4キロの管渠工事費等の建設工事費用がかかるというこれが建設工事費で、その費用に対しての国庫補助金をマイナスしたものの3分の1をしたら8,300になったと、そういう計算方式ですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 現在やっています農排と勅使台を統合するために4キロの工事をやります。勅使台に迎えに行くためには約960メートルぐらい行いうんですけど、4キロを行う工事の全体工事費が出ていますので、その分の案分で960メートル分を算出しております。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 何でしつこいか言うのと、要するに勅使台のこの金額に妥当性があるかどうか、その他の地域の方に比べてきちっとして平等があるかどうかということを審査したために8,300の金額を聞いているんですけど、そういうことでいきますと、先ほどの計算ではトータル金額を案分してということであれば、金額そのものも一定程度出ているということですよ。金額はやっぱりわからないんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 金額としては出ているんですが、工事費はちょっと申し上げるわけにはいきませんので、工事費と委託費と間接費を足しますと約3億8,000万円程度です。3億8,000万円から国庫補助が見込まれる金額が約1億3,000万円程度ありますので、3億8,000万から1億3,000万を引いて、その3分の1というのが8,321万8,000円と、こういう形になります。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第99号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第99号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入ります。

陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 御異議がありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機とします。

(関係職員以外退席をなす)

○建設文教委員長(清水義昭議員) ここで暫時休憩とします。

午前 11 時 40 分休憩

午前 11 時 46 分再開

○建設文教委員長(清水義昭議員) 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

高木課長。

○学校教育課長(高木安司君) 議案第93号、補正予算の私の発言で訂正をお願いします。発言の訂正をお願いするところを発言の——と言い間違えましたので、発言の訂正と訂正をお願いします。また、エアコンの価格を誤って答弁いたしましたので訂正をお願いします。

以上です。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 後日、精査の後、適切な処置を施します。

陳情第5号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

高木学校教育課長。

○学校教育課長(高木安司君) 特にございませぬ。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 現状で市が行っている授業料だったり、そういった助成、補助金はどういったものがあるのでしょうか。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長(高木安司君) 高校私学に対する助成を行っております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その金額はどれぐらいの金額を出しているのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 総額で1,000万となっております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 一人一人に対してはどの程度なんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 所得に応じてやっておりますので、3万とか、5万とか、いろいろあります。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 採択の立場で討論します。

県内には多くの私立高校生がいます。現状でも就学支援金であったりだとか、市でも3万から5万のそういった助成を出しているということなんですけれども、それでもやはりまだまだ公立と私立とでは学費の格差があるというふうに感じます。そういった格差の是正をするためにやはり市もさらなる独自の助成の拡充、そういったことも必要かというふうに思いますので、採択といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 採択の立場で討論します。

基本的に所得の格差が広がっている中で、特に私立高校生の父母の負担は非常に重いものがあると思います。市町村においても授業料助成等の拡大は必要だと思いますので、採択

で討論をします。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 市独自の助成ということで総額1,000万ぐらい、所得に応じてもうされているということもあり、豊明市の財政的なことも考え、そして、ここにあります私学に入学する生徒の多くは不本意入学ということもありますが、最近私学の人気も相まってそうばかりではないということも感じております。所得に応じて市のほうではもう既にやっているということも含めて、おうちの方々、父母の方々の思いも子どもを持つ親としてわかりますので、趣旨採択ということでさせていただきたいと思います。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第5号を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第5号を趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 賛成多数です。よって、陳情第5号は、賛成多数により、趣旨採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 特にございません。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 採択の立場で討論します。

先ほどの市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情と同様の理由なんですけれども、県もさらなる拡充をして、そういった公立と私立との学費の格差を是正することが必要だというふうに思いますので、採択といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 県に対する私学助成の拡充の意見書について採択の立場で討論をします。

理由は先ほど言いました内容と同じであります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第6号は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、陳情第6号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第7号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 特にございません。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの陳情書と同様で、同じ理由で採択といたします。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 採択の立場で討論をします。

これは自治体、それから、県、さらには国も同様の趣旨でこのような内容で採択すべきと考え、採択とします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 採択の立場で討論をいたします。

教育に関しては、憲法にもありますように、平等にしなければいけない、国のほうからまず考えていただきたいということで、採択といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第7号は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、陳情第7号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前11時54分閉会